

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱

制定 平成 21 年 3 月 10 日 20 環改大第 924 号

最終改正 平成 25 年 3 月 5 日 24 環改大第 693 号

(目的)

第1条 この要綱は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第127条第2項の規定に基づき、窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる小規模燃焼機器（以下「低NO_x・低CO₂燃焼機器」という。）について必要な事項を定め、低NO_x・低CO₂燃焼機器に関する情報を提供することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱が対象とする低NO_x・低CO₂燃焼機器は、冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器とする。

一 小型ボイラー類

次に掲げる機器のうち、伝熱面積が10㎡未満であり、かつ、熱出力が1時間当たり35kW以上のもの

ア 蒸気ボイラー

イ 温水ボイラー

ウ 温水発生機

エ 冷温水発生機

二 内燃機関類

次に掲げる機器のうち、燃焼能力が重油に換算した量で1時間当たり5リットル未満のもの

ア ガスヒートポンプ

イ 発電出力5kW以上のコージェネレーションユニット（原動機はガス機関に限る）

(認定基準)

第3条 低NO_x・低CO₂燃焼機器の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 窒素酸化物

ア 小型ボイラー類

使用燃料	窒素酸化物の排出濃度
ガス燃料	60ppm以下であること。
液体燃料	80ppm以下であること。

備考 排出濃度は、酸素濃度を0%に換算した値とする。

イ 内燃機関類

燃焼機器の種類	窒素酸化物の排出濃度
ガスヒートポンプ	12モード100ppm以下であること。
コージェネレーションユニット（原動機はガス機関に限る）	150ppm以下であること。

備考 排出濃度は、酸素濃度を0%に換算した値とする。

二 効率

ア 小型ボイラー類

燃焼機器の種類		効 率	
		超高効率	高効率
蒸気ボイラー	伝熱面積5㎡以上	95%以上	90%以上
	伝熱面積5㎡未満	—	88%以上
温水ボイラー		90%以上	82%以上
温水発生機		95%以上	88%以上

備考 効率は、ボイラー効率とする。

伝熱面積5㎡未満の蒸気ボイラーで液体燃料の場合は、高効率を87%以上とする。

温水ボイラーは、熱出力58kW以上を対象とする。

燃焼機器の種類	出力区分	効 率	
		超高効率	高効率
冷温水発生機	352kW以上	1.3以上	1.2以上
	352kW未満	1.2以上	1.1以上

備考 効率は、COP（冷房成績係数）による。

イ 内燃機関類

燃焼機器の種類	出力区分（冷房能力）	効 率	
		超高効率	高効率
ガスヒートポンプ	35kW以上	1.94以上	1.86以上
	35kW未満 28kW以上	1.74以上	1.67以上
	28kW未満	1.48以上	1.42以上

備考 効率は、APF（期間成績係数）による。

J I Sに適合しない発電装置付及び複数稼動可能な機種等については、その基本となるガスヒートポンプ単体での効率とする。

燃焼機器の種類	効 率	
	超高効率	高効率
コージェネレーションユニット (原動機はガス機関に限る)	—	85%以上

備考 効率は、CGU発電端総合効率による。

(認定の申請)

第4条 低NO_x・低CO₂燃焼機器の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した様式1による認定申請書（正本1部、写し6部の計7部）を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 燃焼機器の種類及び代表型式
- 三 燃料の種類
- 四 燃焼機器の構造等
- 五 窒素酸化物低減の方式
- 六 窒素酸化物排出試験の結果
- 七 効率向上の方式
- 八 効率試験の結果

2 前項第6号の窒素酸化物排出試験は、別に定める要領に基づき、計量証明事業者（計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録者）が実施するものとする。ただし、ガスヒートポンプについては、日本工業規格B8627-1に規定する方法で実施したことが公的な第三者機関により確認できる場合は、窒素酸化物排出試験を申請者が実施できるものとする。

3 第1項第8号の効率試験は、別に定める要領に基づき、申請者が実施するものとする。

(低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定審査会)

第5条 知事は、低NO_x・低CO₂燃焼機器の認定審査等を行わせるため、低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

2 認定審査会の組織及び運営に必要な事項については、別に定める。

(認定)

第6条 知事は、第4条の認定申請書の提出があったときは、認定審査会の意見を聴いた上で、当該申請に係る機器を低NO_x・超高効率燃焼機器又は低NO_x・高効率燃焼機器として認定するか否かを決定する。

- 2 第3条の認定基準により、超高効率に適合した機器を低NO_x・超高効率燃焼機器として、高効率に適合した機器を低NO_x・高効率燃焼機器として認定する。
- 3 知事は、申請者に対し、認定審査に必要な事項について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(認定書の交付等)

- 第7条 知事は、低NO_x・低CO₂燃焼機器の認定を決定したときは、当該申請者に対し、様式2の1又は様式2の2による認定書（以下「認定書」という。）を交付する。
- 2 認定書の交付を受けた者は、様式3による認定証票（以下「認定証票」という。）を、当該認定を受けた機器（以下「認定機器」という。）の見やすい位置に貼付するものとする。
 - 3 知事は、認定をしないことを決定したときは、当該申請者に対し、様式4によりその旨を通知する。

(認定の取消)

- 第8条 知事は、認定機器が、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定審査会の議を経て、認定の決定を取り消すことができる。
- 一 偽りの申請によって認定を受けたことが判明したとき。
 - 二 認定書又は認定証票を不正に使用したとき。
 - 三 第3条に規定する認定基準を維持して製造することができなくなったとき。
- 2 知事は、認定取消を決定したときは、当該機器の認定証を交付されている者に対し、その旨を通知するとともに、認定書の返納を求めるものとする。

(認定の公示)

- 第9条 知事は、低NO_x・低CO₂燃焼機器の認定を決定したときは、申請者の氏名又は名称並びに認定機器の種類及び代表型式の名称を公示するものとする。
- 2 前項の規定は、認定の取消を決定したときについて準用する。

(製造状況の報告)

- 第10条 認定書の交付を受けた者は、様式5により認定機器の製造及び販売の状況を、知事に対し、年1回報告するものとする。

(資料の提出)

- 第11条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、認定書の交付を受けた者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(氏名の変更等)

- 第12条 認定書の交付を受けた者は、氏名若しくは住所（法人にあっては名称、代表者

の氏名又は主たる事務所の所在地)又は認定機器の代表型式の名称に変更があったときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 第9条第1項の規定は、前項の変更(住所又は代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地の変更を除く。)の届出があったときについて準用する。

附 則 (平成元年2月16日 63環大規第202号)

この要綱は、平成元年3月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月15日 5環大規第223号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月7日 7環大規第243号)

この要綱は、平成8年4月15日から施行する。

附 則 (平成10年3月28日 9環大規第283号)

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月12日 12環改規第545号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月10日 20環改規第924号)

1 この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

2 この要綱の施行日前に認定した機器は、改正前の東京都低NOx小規模燃焼機器認定要綱第7条第2項の認定証票を当分の間、貼付することができる。

附 則 (平成25年3月5日 24環改大第693号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。